

基 勞 発 第 1 号

平成13年3月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

(公 印 省 略)

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成13年度における労災補償業務の運営に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に留意の上、実効ある行政の展開に遺漏なきを期されたい。

記

1 労災保険給付の迅速・適正な事務処理

保険給付の迅速・適正な事務処理の推進に当たっては、請求書受理後遅滞なくOCR入力し、請求書の記載内容等に不備がないかを審査の上、調査を要するものについては速やかに事務処理方針を検討・確定し、調査に着手するという基本的事務処理の徹底を図ることが肝要である。

(1) 適切な事務処理体制の確立

基本的事務処理の徹底に当たっては、特に労災請求された事案が多岐にわたる調査を要する場合に、署・課内検討会等を開催して過去の同種事案の事務処理方法、事例集の内容等を参考としつつ、調査の時期、項目、方法、分担等について検討を行い、事務処理全体を通じた調査計画を策定するとともに、署長、次長及び労災担当課長（以下「署管理者」という。）が、定期的に進捗状況を確認・把握すること。

また、請求を受け付けてから3か月以上経過してなお未処理となっている事案については、適宜必要かつ具体的な指導を行うとともに、処理が大幅に遅延すると見込まれる場合には、その原因と対策を署・課内検討会等において分析し、必要に応じ処理方針を見直す等の組織的な対応を行うことによって適切な進行管理のための体制を確立する必要がある。

なお、署管理者は、個々の労災請求事案について、例えば労災担当課長は医学的事項の審査を重点とし、署長は、不正受給の防止の観点からの審査を重点とする等職制上ごとに役割を分担し、審査、指導を行うことも有効な方法である。

(2) 長期未処理事案の早期解消に向けた取組

平成12年度の中央労災補償業務監察結果によると、相当数の長期未処理事案（療養（補償）給付及び休業（補償）給付については3か月以上、障害（補償）給付、遺族（補償）給付については6か月以上）がみられ、その要因が、依然として実地調査の遅れによるもの、調査結果の取りまとめの遅れによるもの等行政内部の処理の在り方にあるとみられる事案もあることから、次の点に留意しつつ、局署一体となって、より一層の長期未処理事案の早期解消に向け取り組むこと。

イ 署における取組

(イ) 災害発生状況、原因等について調査を要する事案については、署内において監督、安全衛生主務課と連携を図り、必要な情報を適宜得る等の対応により、迅速な情報収集、取りまとめを図ること。

(ロ) 事案が複雑である等処理に長期間を要すると見込まれる事案については、請求書受付後速やかに、調査項目、収集すべき資料、調査対象者等について検討を行ったうえで調査計画を策定し、迅速に調査に着手すること。

計画の策定に当たっては、調査のポイントを絞った調査項目、調査期日の設定を行い効果的で効率的なものとなるよう留意すること。

(ハ) 事務処理において生じた医学的事項についての疑義等を早期に解消するため、積極的に地方労災医員、労災協力医等の活用を図ること。

(ニ) 主治医等に意見書等の提出を依頼するに当たっては、的確な意見書が早期に提出されるよう、複雑・困難事案を中心に依頼事項を事前に面談又は電話で説明のうえ、提出期限を付して文書依頼を行うこと。提出期限経過後は電話・文書により督促することとなるが、それでもなお提出されない場合は、直接主治

医等に赴いて督促を行うなど積極的な対応を行うこと。

- (ホ) 署管理者は、毎月配信される各種未処理事案リスト、処理経過表等により定期的に長期未処理事案を把握し、課内会議等で当該長期未処理事案についての処理方針を協議・検討し、必要な指示・指導を行うとともに、場合によっては自らも含めた署内の応援体制作りについても考慮すること。

ロ 局における取組

- (イ) 定期監察、随時監察、署に対する個別の指導、局署連絡会議の定期的開催又は処理経過の定期的報告等により各署の長期未処理事案を把握するとともに、その解決に向けた署の取組方針を確認し、必要な指示・指導を行うこと。

また、必要があれば、署の事務処理に対して局が応援する体制を講じることも検討すること。

- (ロ) 地方監察の実施に当たっては、長期未処理事案の解消を図る上で、具体的に解消が図られた事案に関する取組事例や実際に講じられた対応策等を他の同種事案に活用していくことが有効であることから、監察時に各署における各種の取組事例、対応策事例を収集し、監察結果で好事例を紹介する等、長期未処理事案の解消に向けた効果的な監察手法の検討・実施を図ること。

(3) 第三者行為災害に係る事務処理

第三者行為災害に係る事務処理のうち、自賠償保険等との調整事務において、支払状況等の文書照会の回答の遅れ等に対し、適切に処理していないため長期未処理事案となっている状況が依然としてみられることから、「第三者行為災害事務取扱手引」(以下「三者手引」という。)、実施要領等に基づき事案の迅速・適正な処理に努めること。

特に、損害賠償等に関する照会について、督促状を送付したにもかかわらず、保険会社等から回答がない場合は、回答を待つことなく、支給調整事務を進めること。

また、保険会社等への照会の結果、労災保険と自賠償保険等に重複請求が確認できた事案については、以下のとおり三者手引等に基づいた事務処理を行い一層の迅速化に努めること。

- ① 自賠償保険等(自動車保険も含む。)へ自賠法第16条の規定に基づき被害者請求が行われているが、保険金が未だ支払われていない場合又は自賠法第17条の規定に基づく仮渡金の請求が行われている場合には、署は保険会社等と連携を図

りつつ、請求人の意向が自賠先行か労災先行かを速やかに確認して、請求人の意向に沿った迅速な処理を進めること。この場合、請求人の意向を確認することなく、自賠責保険等より保険金が支払われるまでいたずらに労災保険給付を保留することがないように十分留意すること。

なお、請求人の意向が「労災先行」であることを確認した場合において、請求人に対して「労災保険給付と同一事由については自賠責保険等に請求を行わない旨」を説明する際には、行政が請求人の権利を制約しているとの誤解を招かないよう十分に注意を払うこと。

- ② 自賠責保険等（自動車保険も含む。）へ被害者請求が行われていない場合には、速やかに労災保険給付を行うこと。

上記①、②に該当しない場合、つまり、自賠先行で被害者請求が行われ、保険金（自動車保険も含む。）が既に支払われている場合には、労災保険請求書に「自賠先行」であることを明示し、自賠責保険等より保険金の支払いが完了するまで労災保険給付は行わないこと。

2 業務上疾病の労災認定に係る事務処理

(1) 精神障害の判断指針の的確な運用

心理的負荷による精神障害等に係る労災請求事案については、今後ますます増加することが予想されることから、判断指針の的確な運用による迅速・適正な処理を図る必要がある。このため、当該事案の処理に当たっては、局署の連携を密にして判断指針に基づく具体的検討を行うとともに、必要に応じ当該事案の迅速処理に向け局職員を署に派遣する等の支援を講ずること。

また、本省に積極的に相談することにより円滑処理を図ること。

(2) 脳・心臓疾患の新認定基準の円滑な運用

脳・心臓疾患（負傷に起因するものを除く。）に係る認定基準については、本年夏頃を目途に現行の認定基準を改正することを予定していることから、改正認定基準発出後はその円滑かつ的確な運用を図ること。

なお、脳・心臓疾患については、処理に長期間を要している事案が散見されることから、局からの具体的な支援措置を講ずることによって迅速・適正な処理に努めること。

(3) 振動障害及びその他の疾病の適正な処理

一部の疾病については、形式的に認定基準を満たすものの、発病の時期、症状の経過等からみて必要な医学的検討が十分になされていない事例が認められる。特に、振動障害事案においては、振動ばく露業務離脱後相当期間を経た後に労災請求されている事案等が増加しているところであり、症状出現の時期、症状の経過等からみて医学的な検討が必要な事案については、地方労災医員、労災協力医等に対し、事案の問題点、必要な調査項目等を予め相談し、適切な処理に努めること。

3 労災診療費の適正支払いの推進

労災診療費については、会計検査院の实地検査の結果、不適正払いについての指摘を受けているところであり、その解消を図っていくことが喫緊の課題となっている。

したがって、特に以下の点について積極的な取組を行うことにより、労災診療費の適正支払いの推進を図ること。

(1) 会計検査院の指摘結果の活用

会計検査院の指摘については、毎年、同種の事案について同様の指摘を繰り返し受けている状況にあることから、労災診療費の適正支払いのためには、これらの指摘結果の活用を図ることがとりわけ有効である。平成12年度における会計検査院の指摘額をみると、手術料、入院料及びリハビリテーション料の3項目（以下「3項目」という。）で指摘額全体の8割以上を占めていることから、これら3項目についての分析を行うとともに、本年度はこれら3項目について重点的に審査を実施し、労災診療費の不適正払いの解消に努めること。このため、従前の自局に対する会計検査院の指摘結果の分析を行うことはもとより、全国的な会計検査院の指摘結果のとりまとめである「会計検査院指摘状況調査のとりまとめ」（(財) 労災保険情報センター作成資料）の活用も図り、これら3項目を含む局としての重点審査項目を定め、労災診療費の審査に当たること。

(2) (財) 労災保険情報センター地方事務所との連携

労災診療費の審査業務の適正・円滑な実施を図るためには、局と(財) 労災保険情報センター（以下「RIC」という。）地方事務所とが適正な診療費について共通の理解を持つことが極めて重要である。このことから、RIC地方事務所からの「点検結果連絡表」に対する局の審査結果の連絡、局の審査結果を踏まえての局と

R I C 地方事務所との連絡協議の実施等を行うことにより、労災診療費について相互に共通認識ができるような体制整備を図ること。

(3) 労災指定医療機関に対する指導の徹底

労災診療費の適正払いの根本は、労災指定医療機関（以下「医療機関」という。）からの誤請求を減らすことであるから、誤請求の多い医療機関に対しては、個別に指導を行う等指導の徹底を図ることとし、指導に当たっては、単に個々のレセプト上の誤りを指摘するにとどまらず、例えば、当該医療機関の誤請求の多い項目の傾向を把握し、労災診療費請求上の問題点を明らかにした上で改善を求めるなど、効果的な指導となるよう留意すること。

なお、誤請求を減らすため、各局に設置されている労災診療協議会の積極的な活用を図ることとし、会計検査院の指摘結果に係る資料を当該協議会に提出すること等により、医療機関からの適正請求の確保を図ること。

4 長期療養者に対する適正給付対策の効果的な推進

(1) 振動障害に係る適正給付対策

振動障害に係る適正給付対策については、平成11年度から第5次3か年計画を推進しているところであるが、平成13年度はその最終年度であることから、次の事項に留意して計画を推進すること。

なお、本計画のこれまでの実施状況と問題点を検討した上で、必要があれば計画の見直しを行う等の確かな対策の推進に努めること。

イ 関係団体への対応

関係団体の動向等の情報収集に努め、関係団体との間で問題が生じた場合は、局署において十分状況を把握した上で、必要に応じて本省と協議を行い、局署の管理者が責任を持って対応すること。

ロ 県外の調査対象者への対応

県外居住者の調査に当たっては、当該局と十分な調整を図り、必要に応じて本省と協議を行い、局署が連携して実施すること。

(2) 一般傷病に係る適正給付対策

振動障害以外の傷病に係る長期療養者数の推移をみると、平成7年度までは漸減傾向にあったが、平成8年度に増加に転じ、ここ数年増加傾向にあるところである。

傷病別にみると、じん肺の増加を除くと骨折及び関節の障害が著しく増加している状況にある。

したがって、調査対象者については診断書、レセプト等により、症状、治療内容等を把握した上で、療養の要否等について主治医から意見を徴することとし、その結果、療養の継続に疑義のあるものについては、地方労災医員、労災協力医等の意見を求め、局と協議を行う等により適切に対応すること。

また、局においては、署の推進状況、問題点を把握し、的確な指示・指導を行う等局署一体となった取組を行うとともに、調査に当たっては、主治医の意見書等に症状固定の見込み時期等の記載があるものについては確実に確認を行い、また、アフターケアで措置すべき事案については速やかにアフターケアに移行することに特に留意すること。

なお、労災保険における治ゆ（症状固定）の考え方に対する主治医の理解不足が適正給付対策を推進する上での大きな問題点となっているところであるが、平成13年度においては、治ゆ（症状固定）の考え方についてのパンフレットを各局に配布することとしているので、これらを活用し、主治医の理解を得るよう努めること。

(3) 社会復帰対策の推進

長期療養者の社会復帰対策については、適正給付対策と併せて労災補償行政の重要な課題となっているところであるが、これまでの社会復帰援護措置の活用状況等をみると必ずしも十分に活用されていない状況にある。このため、平成5年3月22日付け基発第172号の別紙「社会復帰対策要綱」に基づき、社会復帰計画対象者に対する適切な社会復帰指導の実施及び社会復帰援護措置の周知・活用等により、長期療養者の社会復帰の促進を図ること。

5 行政争訟に対する迅速・的確な対応

(1) 審査請求事案の迅速な対応

審査請求処理期間については、年々短縮化が図られているところであるが、未だ3か月を超えるものが相当数見受けられる。

このため、次のことに留意して、迅速な処理を行うこと。

イ 「労災保険審査請求迅速処理マニュアル」により、審査請求処理計画を作成し、

それに基づいた計画的な処理を行うこと。

ロ 脳・心臓疾患等決定までに長期間を要すると予想される事件については、局長、労働基準部長及び労災補償課長は、適宜、次のような指導・助言を行うことにより、処理の促進に努めること。

(イ) 医証の収集については、必要性を十分吟味し、意見を求める場合には、論点を明確にして行うこと。

(ロ) 請求人から資料の追加提出の意向が示されている場合は、提出期限を設定し、期限の経過後は当該資料の提出を待つことなく、決定を行うこと。

ハ 審査請求の処理を円滑に行うため、必要に応じて相談できる環境づくり等審査官への支援体制の強化に努めること。

(2) 行政事件訴訟に対する的確な追行

イ 的確な主張・立証

裁判所は、当事者の主張に表れた事実の範囲内で、各争点についての事実認定を行い、判断を行うものであり、主張を十分に行っていないものについては、相手方の主張が認められる可能性が高いことから、訴訟の提起の段階及びその後必要に応じ、労災補償課長を中心として訟務対策会議等を開催し、応訴方針を立てるとともに、これに基づいた緻密な主張を行うよう努めること。

また、この場合、相手方の主張内容の矛盾点や立証が不足している点をとらえて的確に反論を加える等、効果的な主張・立証を行うこと。

なお、訟務対策会議等に労災法務専門員を加え、必要な助言を受ける等、その積極的な活用を図ること。

ロ 的確な医証等の確保

脳・心臓疾患等に係る事件については、その発症機序等の医学的事項が主な争点となることから、主張内容を十分裏付ける医学文献、医学意見書等の書証及び医学証人を確保するよう、特に留意すること。

また、協力を得た医学専門家には、訴訟の進捗状況や判決結果等の情報を提供し、継続して円滑な協力が得られるよう努めること。

ハ 判決に対する的確な対応

敗訴した場合には、限られた期間内に上訴の適否を検討する必要があることから、判決日が確定した場合には、あらかじめ争点ごとに双方の主張内容を整理す

るとともに、予想される判決内容に応じて、判決当日以降の対応等を準備しておくこと。

6 不正受給の防止等

平成12年度においても、依然として不正受給事案の発生があったが、その手段としては、災害発生状況を偽ったもの、休業の事実を偽ったもの、雇用関係を偽ったもののほか、診断書を偽造して、労災年金を受給し続けた事案等悪質な事案も発生していることから、引き続き、不正受給防止対策に係る関係通達等を踏まえ、不正受給の防止を図ること。

特に、不正受給の防止については、疑わしい請求事案として実地調査を行う対象を的確に選定することが重要であることに留意し、各種届出・請求等の内容の点検・審査体制の充実強化を図ることはもとより、疑義が認められるものとしてシステムで配信されるチェックリストを活用する等により、実地調査の対象を的確に把握すること。

なお、不正受給が発覚した場合には、迅速にその事実を確認し、債権回収の手続を開始するとともに刑事告発の検討を行うこと。また、本省に対し、時機を逸することなく、事案の概要、経過及び対応策について報告を行うこと。

7 広報活動等

(1) 的確なマスコミ対応

マスコミ対応については、平成12年9月20日付け地発第103号「都道府県労働局における効果的な広報活動の推進について」により、マスコミを通じた広報活動は、労働行政についての国民各層の理解を促しその信頼と協力を得るうえで効果的な広報手段であることから、これを積極的に行うこととされているところである。労災補償業務においても、被災労働者等関係者のプライバシーに十分配慮しつつ、社会的関心が高く、公益性の観点からも積極的に報道すべき事案に関しては、マスコミに対して適宜必要な情報を提供すること。

なお、記者発表、取材応答等によりマスコミに情報提供した場合に、全国的に報道されることが予想される等社会的関心の高い事案に関しては、発表の有無及び時期、発表に際して用いる資料、マスコミとの想定問等に関して局署において十分に検討を行うとともに、発表までのスケジュール等について十分な期間をおいたうえ

で本省と事前協議を行うこと。

(2) 労災年金相談所（室）の広報活動等への協力

労災年金相談所（室）においては、脳・心臓疾患及び精神障害に係る相談事業を行っているところであり、労災保険制度や脳・心臓疾患に係る認定基準及び精神障害に係る判断指針の周知等の観点からも重要であることから、引き続き広報活動について積極的に協力すること。

また、平成13年4月から行われる労災年金の端数処理の廃止等に当たり、労災年金相談所（室）と連携の上、労災年金受給者からの問い合わせ等に適切に対処すること。

(3) 労災特別介護施設（ケアプラザ）の利用促進への積極的な協力

労災特別介護施設（ケアプラザ）については、平成13年3月の愛媛労災特別介護施設の開所により、全国8ヶ所の体制が整備されたこととなるが、施設への入居状況は平均6割とまだ低い充足率となっている。また、当該施設を活用した短期滞在介護サービス、日帰り介護サービス及び家族同伴短期滞在介護サービスのほか、労災ホームヘルプサービス事業及び介護機器レンタル事業についても、低調な利用状況となっている。

そのため、引き続き、当該施設の入居促進、各種事業の利用促進が図られるよう、周知に努めること。

また、新たに労災年金相談所（室）において、訪問相談の機会を捉えて、重度被災労働者に係るケアプラザへの入居希望情報を収集し、ケアプラザに情報提供を行うこととしたところであり、労災特別介護施設の設置局のみならず、ブロック内の各局においても、これらの情報の提供及びその活用が円滑に行われるよう配慮すること。

8 単身赴任者の通勤災害に係る取扱い

現在、本省においては単身赴任者を含めた労働者の多様な就業形態等に対応した通勤災害保護制度等の在り方を検討することとしている。

したがって通勤災害として労災請求がなされた事案のうち、単身赴任者等が直行直帰しない事案であって、平成12年12月28日付け事務連絡「通勤災害保護制度の在り方の検討の開始及び単身赴任者等の通勤災害の認定に係る当面の取扱いについ

て」の中で示した判決と同種事案に該当すると判断される事案については、本省と協議のうえ、通勤災害の認定を行うこと。

9 労災保険に係る相談等に対する懇切丁寧な対応

労災保険に係る相談等については、各種パンフレット等を有効に活用する等により、積極的に情報提供を行うこと。

なお、相談等の対応に当たっては、労働者の保護に失することのないよう、例えば労働者性に疑義があるとして請求を控えさせるような言動や、請求人に必要以上に資料の提出を求める等の言動は、国民に不信感をいだかせることにもつながりかねないので、厳に慎むこと。

また、労災保険は、被災労働者をはじめその家族の生活を支えるものであることから、特に給付金額や支払時期に関する問い合わせについては、誤りのないよう慎重に対応すること。

10 研修の充実等職員の資質の向上

労災保険給付の迅速・適正な事務処理の確保を図るためには、労災担当職員の事務処理能力の向上、専門知識の修得を図ることが不可欠であることから、各局においては、引き続き実地研修に努めること。

また、職員の事務処理能力の向上、専門知識の修得には、日常の業務を通じた業間研修（OJT）の充実を図ることが有効であることから、局署管理者は、例えば、事務処理能力の向上に関して、複雑・困難な事案や当該職員にとって未経験の分野の仕事に関与させ、幅広い実務経験を積めるよう事務処理体制に工夫を凝らしたり、専門知識の修得に関して、個別の労災請求事案に係る署・課内検討会等に若手職員を積極的に参加させる等あらゆる機会を活用して、職員の資質向上を図ること。

11 その他

(1) 本省の支援

前記1から10に掲げる留意事項の推進に当たり、本省としても十分な支援体制をとることとしている。したがって、困難事案の解決のための個別指導や研修について本省担当官の派遣の要請があれば、積極的に対応することとしているので、本省

各担当部署に相談されたい。

(2) その他

二次健康診断等給付及び介護作業従事者の特別加入制度については、近く通達される予定であるので、これにより適切な対応を行うこと。

なお、労災かくしの排除については、平成13年2月8日付け基発第68号により指示されているところであるが、対策の推進について別途通達される予定であるので、これにより適切な対応を行うこと。

また、情報公開法に関する具体的な対応については、関係部局より別途通達されることによること。